

鳥取県告示第 725 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成 19 年 8 月 22 日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号
株式会社ダイワ・ジー
米子市大谷町 11-1
代表取締役 内藤 恵明
鳥取県知事許可（般-17）第 483 号
- 3 処分の内容
建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
株式会社ダイワ・ジーの役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）違反を犯したことにより、平成 18 年 11 月 21 日、懲役の刑に処せられた。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に掲げる事由のうち、同法第8条第10号に該当するに至った場合に該当する。